

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

障害福祉課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新

〃

○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退

〃

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

長寿社会課

○ 保安林の指定

治山課

○ 保安林の解除予定

〃

○ 保安林の指定の解除

〃

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定

会計課

【公告】

○ 国土調査の成果の認証

県民生活交通課

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請

〃

○ 平成二十五年度定期種畜検査に係る種畜

畜産課

○ 証明書の交付

〃

○ 所在地不明の建設業者

監理課

目次

担当課（室）

○ 建設業の許可の取消し

○ 公共測量の実施

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 〃

○ 〃

【公安委員会】

○ 猟銃等講習会の開催

生活環境課

○ 年少射撃資格講習会の開催

〃

【正誤】

○ 保安林の解除予定の正誤

治山課

◎岡山県告示第二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十六年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

指定年月日

井原市医師会訪問看護ステーション

井原市井原町一八一―五

訪問看護（腎臓）

平成二十六年二月一日

◎岡山県告示第三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十六年一月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

更新年月日

津山口薬局

津山市津山口五七―四

調剤

平成二十六年二月一日

◎岡山県告示第三十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十六年一月二十一日次のとおり指定した。
また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十六年一月三十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 指定した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

西村 昌之

視覚

西村眼科医院

苫田郡鏡野町古川一五〇

二 指定を辞退した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

山田 高嗣

肢体不自由

備前市国民健康保険市立備前病院

備前市伊部二四五

平成26年1月31日 岡山県公報 第11555号

◎岡山県告示第三十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年一月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション ひろむし

2 所在地

岡山県赤磐市沢原一三九五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人広虫荘

2 所在地

岡山県赤磐市沢原一三九五

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇〇四一四

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

◎岡山県告示第三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成二十六年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林の所在場所

総社市美袋字川平一八八八一、一八八九一、字下花屋一九八九、一九九一

一、一九九六、一九九八

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年一月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

玉野市田井二丁目四四六四の九〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年一月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

玉野市田井二丁目四四六四の九〇

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十六年一月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

都窪郡早島町矢尾字三反地一二二一の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

平成26年1月31日 岡山県公報 第11555号

◎岡山県告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 白尾塩生線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
倉敷市児島田の口二六一六番一地先から 倉敷市児島田の口二一七九番一地先まで	新	八・五〇 三四・五	三三七・〇
倉敷市児島田の口二六一六番一地先から 倉敷市児島田の口二一七九番一地先まで	旧	六・八〇 一六・五	三三七・〇

平成26年1月31日 岡山県公報 第11555号

◎岡山県告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	白尾塩生線	倉敷市児島田の口二六一六番一地从 倉敷市児島田の口二二七九番一地从 先まで	平成二十六年 一月三十 一日

◎岡山県告示第三十九号

岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により岡山県収入証紙売りさばき人を平成二十六年一月二十四日付けで次のとおり指定した。

平成二十六年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市笹沖一三六五番地	所在地	売りさばき人
そごうリテイル株式会社 代表取締役 板鼻 悟	名称及び代表者の氏名	
倉敷市西中新田六四〇番地（セブンイレブン倉敷市役所店）	売りさばき場所	

平成26年1月31日 岡山県公報 第11555号

〔三九〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十六年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市	倉敷市	調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
平成二十五年三月	平成二十三年八月		平成二十五年三月	倉敷市 地籍図及び 地籍簿	玉島柏島の一部	平成二十六年一月二十一日
倉敷市	倉敷市		平成二十三年八月	倉敷市 地籍図及び 地籍簿	玉島柏島の一部	平成二十六年一月二十一日
平成二十五年三月	平成二十三年八月		平成二十五年三月	倉敷市 地籍図及び 地籍簿	玉島柏島の一部	平成二十六年一月二十一日
倉敷市	倉敷市		平成二十三年八月	倉敷市 地籍図及び 地籍簿	玉島柏島の一部	平成二十六年一月二十一日
平成二十五年三月	平成二十三年八月		平成二十五年三月	倉敷市 地籍図及び 地籍簿	玉島柏島の一部	平成二十六年一月二十一日

〔四〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成二十六年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十六年一月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まなびの里

三 代表者の氏名

木下 誠

四 主たる事務所の所在地

津山市野介代四七番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、精神、身体に何らかの障害を持ち一般就労に従事出来難い人、また高齢者等をはじめとする雇用の受入れ先が少ない人に対して、農作業、清掃業など一般的な労働に関する事業を行い雇用推進に努めていく、そのような就労困難者の労働環境を整備するなかで雇用の健全化を図り、共に考え学びながら地域の人材育成・人材支援に貢献し寄与する事を目的とする。

〔四一〕家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報を受けた。
 平成二十六年一月三十一日
 岡山県知事 伊原木 隆 太

種畜証明書 番 号	名前	品 種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
11370212505	ウエツカー スーダン ジョエ エリー ET	ホルスタイン 種	H24.8.8	北海道富良野 市	バーブリーブーン ス ーダン C R I E T	ウエツカー バクスター ジョーレン ET	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11364410481	H M U ジュリー サントラル パル	ホルスタイン 種	H24.8.9	北海道枝幸郡 枝幸町	シヤデイバンク ショト ル サンタナ	ウチ ジュリエット パ ル ガーター フタゴ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11367907001	リラフアーム アドミラル バンジョー ET	ホルスタイン 種	H24.8.10	北海道川上郡 標茶町	スミスデン アドミラル ET	リラフアーム ストーリ ーバンジョー	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11399608006	エキスパート ビーコン エ グザイナル ET	ホルスタイン 種	H24.8.20	北海道河東郡 音更町	エンブロード ビーコン ET	スタントンズ ホルトン ブレーズ ET	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11338819920	ブルームーン ホランド E	ホルスタイン	H24.8.12	北海道標津郡	ロツタヘル ショトル	ブルームーン ミラクル	2級	津山市宮部下415

	T	ノ種		中標津町	41 E T	ヌープ	
11360533818	光平安	黒毛和種	H24. 9. 23	広島県安芸高田市	光平照	かべのいとう	2級 津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11336286922	藤芳鶴	申請中(黒毛和種)	H24. 1. 8	兵庫県朝来市			級外 津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
10857430869	芳忠福	申請中(黒毛和種)	H24. 11. 20	愛媛県大洲市			級外 津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
10270096314	福知恵	黒毛和種	H23. 7. 29	鳥取県東伯郡琴浦町	菊知恵	みつてるひら3	1級 津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11362497507	美恵福	黒毛和種	H24. 3. 13	鳥取県東伯郡琴浦町	北乃大福	きくみえ	1級 津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
11362497538	光福久	黒毛和種	H24. 3. 14	鳥取県東伯郡琴浦町	光平照	あゆみ	1級 津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業

								岡岡山種雄牛センター
11362497675	福美津照	黒毛和種	H24. 3. 30	鳥取県東伯郡 琴浦町	福安照	みつてる3	1級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡岡山種雄牛センター
31333020001	コヅワルド-MPWK4574	大ヨークシ ヤー種	H24. 12. 27	イギリス			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人 岡山農場
31333020002	コヅワルド-MPWK4608	大ヨークシ ヤー種	H24. 12. 28	イギリス			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人 岡山農場
31333020003	コヅワルド-MPWK4870	大ヨークシ ヤー種	H25. 1. 10	イギリス			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人 岡山農場
31333020004	コヅワルド-K4900	大ヨークシ ヤー種	H25. 1. 10	イギリス			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人 岡山農場
31333020005	コヅワルド-D909	その他	H25. 2. 2	岡山県高梁市			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人 岡山農場
11345946688	新岡光81	黒毛和種	H24. 8. 8	岡山県新見市	茂洋	たかみず81	2級	久米郡美咲町北2272 岡岡山農林水産総合センター 畜産研究所

11354655748	花千代	黒毛和種	H24. 8. 19	岡山県久米郡 美咲町	千代桜	はなはな	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31333020006	ゼンノーデー 02631	デュロック 種	H25. 4. 24	岩手県岩手郡 零石町	ゼンノーデー 4827	ゼンノーデー ホロ 11-4251	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31333020007	ゼンノーデー 02643	デュロック 種	H25. 4. 24	岩手県岩手郡 零石町	ゼンノーデー 4827	ゼンノーデー 1-4227	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所

平成26年1月31日 岡山県公報 第11555号

〔四二〕 次の建設業者の営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、次のとおり公告する。なお、この公告の日から三十日を経過しても当該建設業者からその所在地の申出がないときは、当該建設業者の許可を取り消すことがある。

平成二十六年一月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- | | |
|--------------|----------------------|
| 一 商号又は名称 | 有限会社エム・アンド・イー開発 |
| 二 代表者の氏名 | 二又 秀昭 |
| 三 主たる営業所の所在地 | 岡山市北区御津宇垣一九一九―二 |
| 四 許可番号 | 岡山県知事許可（般―二二）第二〇七七四号 |
| 五 許可年月日 | 平成二十二年十一月二十四日 |

〔四三〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、平成二十六年一月三十一日付けで、次の建設業者の許可を取り消した。

平成二十六年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 商号又は名称 株式会社福笑
- 二 代表者の氏名 高山 博幸
- 三 主たる営業所の所在地 総社市三須八一四―二〇一
- 四 許可番号 岡山県知事許可（特―二二）第一八〇六七号
- 五 許可年月日 平成二十三年一月二十日
- 六 処分の内容

建設業法第二十九条第一項の規定による次の建設業の許可の取消し

特定建設業のうち土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業

七 処分の原因となった事実

株式会社福笑及び同社の代表取締役は、建設業法に違反したとして、平成二十五年十一月十八日、岡山簡易裁判所からそれぞれ罰金四十万円の略式命令を受け、同年十二月三日その刑が確定している。このことは、同法第二十九条第一項第二号に該当する。

平成26年1月31日 岡山県公報 第11555号

〔四四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、玉野市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	玉野市上山田地区、東高崎地区、東田井地区
測量の種類	公共測量（地図作成業務）
測量期間	平成二十六年一月二十一日から同年三月三十一日まで

〔四五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市馬屋字鴻ノ巣一三二五、八九四―一、一三三四―一、一三三六―三、一三三二
六―七、一三二六―九、字笠井八九八―三

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

赤磐市馬屋一三二五

安禅寺

代表役員 村上 明道

三 許可番号

岡山県指令建指第三五七号

平成26年1月31日 岡山県公報 第11555号

〔四六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字大前三三〇六一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市溝口一二三一一

小西 英徳

小西 知美

三 許可番号

岡山県指令建指第二六一号

平成26年1月31日 岡山県公報 第11555号

◎岡山県公安委員会告示第十二号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の三第一項の規定により、次のとおり猟銃等講習会を開催する。

平成二十六年一月三十一日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

講習課程	開催年月日	開催時刻	開催場所
初心者講習課程	平成二十六年 五月二十二日	午前十時	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
経験者(更新)講習課程	平成二十六年 四月二日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	平成二十六年 四月十三日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
	平成二十六年 四月十六日	午後一時	高梁市段町一〇一七一一 高梁警察署
	平成二十六年 四月二十四日	午後一時	倉敷市有城一二六五 倉敷勤労総合福祉センター (山陽ハイツ)
	平成二十六年 五月九日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
	平成二十六年 五月十四日	午後一時	備前市伊部二七六一一 備前警察署
	平成二十六年 五月二十九日	午後一時	倉敷市有城一二六五 倉敷勤労総合福祉センター (山陽ハイツ)
	平成二十六年 六月四日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	平成二十六年 六月十一日	午後一時	高梁市段町一〇一七一一 高梁警察署
	平成二十六年 六月十八日	午後一時	真庭市江川八二一一一 真庭警察署
平成二十六年 六月二十六日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター	

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 二通
- (2) 写真 二枚（提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のラ
イカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前（その日が岡山県の休日定める条例
（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当
該休日の直後における県の休日でない日）

三 受講手数料

初心者講習課程 六千八百円

経験者（更新）講習課程 三千円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

- 1 代理受講は、認めない。
- 2 講習修了証明書は、講習当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であ
ること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付すること
とする。

平成26年1月31日 岡山県公報 第11555号

◎岡山県公安委員会告示第十三号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

平成二十六年一月三十一日

岡山県公安委員会

一 開催の日時及び場所

日	時	場	所
平成二十六年四月二十五日（金）	午前十時	岡山市北区御津中山四四四―三	岡山県運転免許センター
平成二十六年五月三十日（金）	午前十時		
平成二十六年六月二十七日（金）	午前十時		

二 受講手続

1 提出書類

- 所定の様式による受講申込書 二通
- 写真 二枚（提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のラ
イカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前（その日が岡山県の休日であることを定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

三 受講手数料

九千七百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

終わりから五	行
の 一 都窪郡早島町字三反地一 二二一	誤
二 一 の 一 都窪郡早島町矢尾字三反地一 二二	正

(三)平成二十五年十二月六日付け公布岡山県告示第五百九十二号(保安林の解除予定)に誤りがあった。